

公 告

令和 6 年 6 月 28 日  
岸和田中央商業協同組合  
清算人 保木本務

冠省

既にご存知の通り当組合は、令和 5 年 12 月 14 日に解散し、現在清算業務を進めております。その業務の中に平成 3 年に発行し 商店街連合会もご参加いただいた、共通商品券の取り扱いについて、6 年 6 月 28 日に官報に取扱い廃止の掲載をし、資金決済法に基づき、払い戻しをいたします。

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
この度、岸和田中央商業協同組合は、令和 5 年 12 月 14 日解散いたしましたので、清算人保木本務が発行済の共通商品券について、資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づき、次のとおり払戻を行います。

(払戻を行う前払式支払手段の種類)

共通商品券

(払戻の申出期間)

令和 6 年 7 月 1 日から令和 6 年 9 月 20 日

※当該期間内に払戻のお申出がない場合は、この払戻手続から除外されます。

(お問い合わせ先)

岸和田中央商業協同組合事務所 清算人 保木本 務

〒596-0056 大阪府岸和田市北町 9 番 16 号

電話 072-422-2704

受付時間 午前 10 時から午後 4 時 (土、日、祝日は除く)

令和 6 年 6 月 28 日

岸和田中央商業協同組合

商品券を持参できない場合は、申出される方の連絡先を電話にて受け返信用封筒と共通商品券払い戻し申請を郵送、返信された記載内容を確認の上指定口座へ共通商品券の額面合計金額を振込む(返信用の切手代、振込料は組合にて負担)

共通商品券の見本

前払式証券の見本文はその券面及び裏面の写し



- 本券は岸和田市内共通商品券加盟店でお使いいただけます。
- 本券は有効期限の表示はございません。
- 本券の裏面：裏面をむき出しにしては一切の取扱いをいたしません。
- 本券の裏面に記してあり取扱いをいたしません。
- 本券は裏面に記してある文字の読み取りが困難な場合があります。
- 本券の裏面をむき出しにしては一切の取扱いをいたしません。
- 本券は裏面に記してある文字の読み取りが困難な場合があります。

0000007002

|     |    |
|-----|----|
| 発行所 | 額面 |
|     |    |

(決済金融機関)  
岸和田銀行 本店営業部

共通商品券

岸和田中央商業協同組合  
岸和田商店街連合会 岸和田食料品小売業協同組合

岸和田中央商業協同組合